

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
8月19日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 漁業権に係る登録の抹消(水産振興課).....
  - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....



### 山口県告示第三百二十八号

次のとおり漁業権の放棄があったので、平成二十三年八月五日当該漁業権に係る登録を抹消した。

平成二十三年八月十九日

山口県知事 二井 関成

漁業権の番号	免許年月日	漁業権者の住所及び名称	漁業権の放棄年月日
区第三千二百一十号	平成十六年四月一日	愛媛県宇和島市築地町二丁目五番一八号 愛媛県真珠養殖漁業協同組合	平成二十三年七月二十日

### 山口県告示第三百二十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十三年八月十九日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
大井湊区域			総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
野波瀬区域			総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業
豊浦至津区域			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
野島区域			総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
田布施区域			主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

### 山口県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

山口県知事 二井 関成

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
	道路の種類 路線名 道路の区域		県道 山口宇部線		

道路の種類 路線名 道路の区域	県道		新		旧	
	新	旧	新	旧	新	旧
宇部市中央町三丁目一九六〇の三 先	最狭 八七・四〇	最狭 八七・四〇	最狭 七六・八〇	最狭 七六・八〇	最狭 四六・二	最狭 四六・二
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の 一五地先	最狭 二七・〇四	最狭 二七・〇四	最狭 二六・九	最狭 二六・九	最狭 一九・〇	最狭 一九・〇
宇部市大字藤曲字昭和開作二五七二 の二地先から 同市同大字 同字二五七五地先ま で	最狭 二五・八	最狭 二五・八	最狭 二五・四	最狭 二五・四	最狭 一九・〇	最狭 一九・〇

道路の種類 県道  
路線名 妻崎開作小野田線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長		備 考
	新	旧	最狭	最狭	五〇・五	五〇・二	
宇部市大字妻崎開作字開二二二二ノ 割一三八五の五地先から 同市大字藤曲字昭和開作一五七〇の 二地先まで	最狭 四一・二	最狭 四一・二	最狭 四一・二	最狭 四一・二	五〇・五	五〇・二	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
		山口県知事 二井 関成

山口県道 宇部市中央町三丁目一九六〇の三 先から 同市大字藤曲字昭和開作二五七五の 一八〇四の二五地先まで	供 用 開 始 の 区 間	平成二十三年八月 二十一日午後四時
---	---------------	----------------------

山口県道 宇部市大字妻崎開作字二〇二二ノ一ノ 割一八〇四の二五地先 から 同市大字藤曲字昭和開作一五七〇の 二地先まで	供 用 開 始 の 区 間	平成二十三年八月 二十一日
--	---------------	------------------



(二六二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年八月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コメリホームセンター長門店  
所在地 長門市東深川二二三八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ 新潟市南区清水四五〇一の一 代表者の氏名 捧 雄一郎
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名 捧 雄一郎
- 四 株式会社コメリ 新潟市南区清水四五〇一の一 代表者の氏名 捧 雄一郎
- 五 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十四年三月二十八日
- 六 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、〇七四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一七七台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台

(三) 荷さばき施設の面積

一〇四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

五七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コメリ

開店時刻	閉店時刻
午前七時	午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十三年七月二十七日

平成二十三年八月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁